

財務省告示第四百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年九月三十日

財務大臣 谷垣 祐一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

五	四	三	二	一	
一一、一一六一トン	一トン	一トン	一トン	一トン	六六四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一三	一	九	八	七	六	六トン
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト
															ン
															六
															ト
															ハ
															ト

二九	一八	二七	一六	一五	一四	一三	一三	一一	一五、 二七トン
六五六トン				五、 四二四トン	六九四トン	一、 八三六トン	七トン	四四トン	